

公表監第3号

地方自治法第199条第9項の規定により報告した定期監査（産業文化局）、財政援助団体監査（社会福祉法人 関西中央福社会 及び 社会福祉法人 真心幸泉会）、出資団体監査（西宮都市管理株式会社）、指定管理者監査（企業組合労協センター事業団）の結果報告に対して、西宮市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、同法同条第12項の規定により公表します。

平成29年7月5日

西宮市監査委員 亀井 健  
同 鈴木 雅一  
同 野口 あけみ  
同 山口 英治

付記

措置を講じた部局又は団体	監査結果報告日	監査結果公表日	措置通知受理日
産業文化局	平成28年11月21日	平成28年11月22日	平成29年5月30日
社会福祉法人 関西中央福社会 社会福祉法人 真心幸泉会	平成28年11月21日	平成28年11月22日	平成29年5月31日
西宮都市管理株式会社	平成28年11月21日	平成28年11月22日	平成29年5月22日
企業組合労協センター事業団	平成28年11月21日	平成28年11月22日	平成29年6月2日

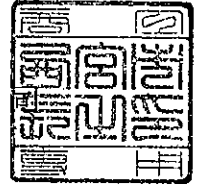
措置の内容 別紙のとおり

西商 発第12号  
平成29年5月22日



西宮市監査委員 亀井 健 様  
同 鈴木 雅一様  
同 野口 あけみ様  
同 山田 ますと様

西宮市長 今村 岳



監査結果報告に係る措置の状況について（通知）

このことについて、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

- 1 措置を講じた部局 産業文化局
- 2 監査結果報告名 出資団体監査結果報告  
(西宮都市管理株式会社)
- 3 監査結果提出日 平成28年11月21日報告監第15号
- 4 措置状況 別紙のとおり

出資団体監査報告書に基づき講じた措置  
(平成 28 年 11 月 21 日付報告監第 15 号)

(指摘及び改善要望)

監査報告書 P15-6

2 財務状況

(2) 貸借対照表

賞与や退職給付の引当金が計上されていませんが、これらの取扱いについて検討してください。

(講じた措置)

賞与や退職給付の引当てについては、ご指摘のとおり 28 年度決算から、各引当金の計上を行うよう改善を図りました。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 P15-11

6 事務処理等の状況

(1) 契約事務

総勘定元帳、稟議書、支払明細から抽出して調査したところ、おおむね適正に処理されていましたが、次のような状況が見られました。

- ① 随意契約理由の説明が不十分なもの
- ② 契約書あるいは注文請書等による契約手続きがされていないもの
- ③ 見積書の精査が不十分なもの

会社の経理規程第 24 条では、指名競争入札にすることが会社の不利・困難と認める場合、取締役会の承認を得た場合または契約予定価格 1 件当たり 200 万円未満を除いて、会社の利害関係を考慮のうえ、指名競争入札あるいは信用ある複数の業者の相見積りを取り、業者選定のうえ契約手続きをしなければならない、と定めています。

今後、随意契約については、理由を明確にするなどにより、会社の経理規程に則した契約事務に努めてください。また、一定金額以上の契約については書面により契約の履行を確保し、契約金額の交渉や契約変更内容を明確にするため見積書の精査を行う等、より適正な事務処理に努めるとともに、必要に応じて規程等の整理を検討してください。

(講じた措置)

業務契約に際しましては、業者選定根拠等を明確にするために、複数の業者の相見積りを取るなど、各種業者の情報収集に努めてまいります。さらに業務発注に際し、見積内容の精査や、書面による契約及び注文請書の受領を徹底し契約の履行を確保するとともに、経理規程に則った適正な事務処理となるよう改善を図ります。

6 事務処理等の状況

(2) 経理等事務

総勘定元帳と貸借対照表、損益計算書等の財務諸表及び稟議書を抽出して照合したところ、おおむね適正に処理されていましたが、次のような状況が一部に見られました。今後、適正な事務処理に努めてください。

- ① 駐車場解約の稟議書において、返還金について記載が一部漏れているもの
- ② 小口の現金支払に充てるため 10 万円を限度として出納責任者が保管できることとされているものの、10 万円を超える保管となっている場合が多く、経理規程との齟齬が見られるもの

(講じた措置)

- ① 稟議書の記載事項については、今後とも一層注意を払い、必要事項の記載漏れが無いよう、各自の意識の徹底を図ってまいります。
- ② 小口現金に関する経理規程については、ご指摘のとおり、現実とのかい離が見受けられる為、平成 28 年 9 月 1 日付で、「10 万円を限度」を「50 万円を限度」に変更する社長稟議を経て、取締役会への報告をもって規程の改定を行いました。

## 7 むすび

会社は、21年10月に経営改善計画を策定し、そこにあげられた改善方針に基づき経営構造の改善に努め、その効果をあげてきました。それにより、損益状況では、当期純利益での黒字を22年度以降継続し、27年度において繰越利益剰余金の赤字を解消しています。

先行き不透明な経済状況や、近隣ショッピングセンター等との競合激化など、会社をとりまく経営環境は依然として厳しいものと予想されています。一方、高齢社会を迎え、周辺住民の身近なショッピングセンターとしての役割も期待されています。今後とも、現在の安定的な経営を維持し、JR西宮駅周辺商業の活性化のため、引き続き取り組んでください。

## (講じた措置)

当社は、安定的な経営を維持する為に、マーケットニーズ、テナントニーズ等を見定めた上で、積極的なリーシング活動に取り組むとともに、管理経費節減の徹底等で、収益基盤の安定化に努めております。また、フレンテ西宮全体の活性化を図るため、専門店会事務局として、コープこうべ及びニトリとの3者共催での年3回の抽選会をはじめ、平成26年4月の開業20周年を契機に毎月第一金曜日を「フレンテの日」とし、お買物券販売抽選会や日用品の当たる抽選会を開催してお客様から好評を博し現在も継続しております。更に、専門店会単独で開催している各抽選会もマンネリ化しないよう複数の企画業者と協議して内容にも工夫を凝らしております。その他、従来から実施している映画サロンをはじめ、餅つき大会、節分豆まき大会、素人寄席、ダンスセッション、百円玉手箱等、季節に応じた催し物を開催し多くの参加者を得ております。

なお、平成22年4月に発足したフレンテ西宮の関係者で構成する「フレンテ西宮活性化推進会」は現在も継続して開催しており、今年の3月で62回目を数えております。

今後につきましては、近隣ショッピングセンター等との競合の中、フレンテ西宮の活性化をさらに図るため、前述の催し物の強化だけでなく、より魅力のあるテナントの誘致を推進し、お客様に愛されるショッピングセンターとなるように引き続き取り組んでまいります。